

## 香川県条例第14号

香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例及び香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例（昭和38年香川県条例第5号）
- (2) 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和47年香川県条例第21号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例による廃止前の香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例（以下この項において「旧条例」という。）第1条に規定する低開発地域工業開発地区の指定の日から40年以内に、旧条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。  
（香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 平成21年12月31日までに、この条例による廃止前の香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第1項に規定する工業等用設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。  
（香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正）
- 4 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p>第3条 略</p> <p>（1） <u>香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例及び香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例を廃止する条例（平成22年香川県条例第14号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和47年香川県条例第21号）第3条第1項第2号、香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）第2条第4項又は香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号）第2条第4項の規定の適用を受</u></p>	<p>（適用除外）</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる家屋又はその敷地である土地の取得については、適用しない。</p> <p>（1） 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和47年香川県条例第21号）第3条第1項第2号、香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）第2条第4項又は香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号）第2条第4項の規定の適用を受けることができる家屋又はその敷地である土地の取得</p>

けることができる家屋又はその敷地である土地の取得  
(2) 略

(2) 略